

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」とい
い、〇〇福祉事務所を「福祉事務所」という。）が、請求人に対
し、令和2年1月16日付けの保護変更決定通知書（以下「本件
処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下
「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものであ
る。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから本件処分の違法性、不当性を
主張していると解される。

本件収入申告書の収入は不安定な就労収入であり、控除額は上限
15,000円である。

申告収入額は10,000円であり、控除額上限15,000円
以下なので、収入認定額は0円になる。

因って、過支給額は0円となり、返納額は0円である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項によ

り、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月30日	諮問
令和3年1月14日	審議（第51回第3部会）
令和3年2月8日	審議（第52回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 次官通知

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。）の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、収入の認定における指針として、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額

を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。

そして、実施要領の同・(1)・エによれば、知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額が月額15,000円をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の問8-21・答によれば、実施要領の同・(1)・エの「その他不安定な就労による収入」は、知己、近隣等縁故による文字どおり臨時の就労状況がときたま生ずるものを対象とするものとされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するために作成されたものである。

2 本件処分について

- (1) 令和2年1月14日、処分庁は、請求人から本件収入申告書の提出を受けたこと、その際、担当職員は、請求人に対し、本件居住者からお礼を受け取った経緯を聞いたところ、請求人が自身の判断で、本件居住者の廃棄物の仕分け、運搬を行い続けてきたことによる旨述べたことから、それら経緯を踏まえ、後刻、担当職員は、請求人に対し、本件収入については、お礼の意味合いで受け取っている金銭であるため、就労収入ではなく、その他臨時的な収入として、8,000円を控除する旨説明したことが認められる。
- (2) 処分庁は、同月16日、本件収入については、実施要領第8・3・(2)・エ・(イ)(その他の臨時的収入)に該当するとして、

8,000円を超えた額である2,000円を収入認定した上で、同月分の保護費の支給額を90,642円から88,642円に減額する旨の本件処分を行ったことが認められる。

(3) そうすると、処分庁が、本件収入についてその他臨時的な収入に該当するとし、そのうちの2,000円を令和2年1月分の収入として認定した上で行った本件処分は適正なものであって、違算も認められないから、本件処分を違法・不当ということとはできない。

3 請求人は上記第3のとおり、本件収入はその他不安定な就労収入であり、本件処分の違法・不当を主張する。

実施要領第8・3・(1)・エによれば、その他不安定な就労による収入とは、「知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入」とされており、問答集の問8-21・答によれば、「知己、近隣等縁故による文字どおり臨時の就労状況がときたま生ずるものを対象とするもの」とされている。

しかし、請求人は、本件居住者と廃棄物の仕分け、運搬に対する報酬等取り交わしや契約等をした事実は見受けられず、あくまで請求人自身の判断により本件居住者の廃棄物の仕分け、運搬を行った結果、それに対するお礼として本件居住者から本件収入を受け取ったものと認められることから、処分庁が本件収入を実施要領第8・3・(2)・エ・(イ)のその他の臨時的収入に該当するとして本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成